

# 規制影響分析書

平成19年10月

規制の名称	「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」施行に伴う経営責任体制の強化に関する政令事項							
主管部局・課室	社会・援護局 地域福祉課							
関係部局・課室								
関連する政策体系								
<table border="1"> <tr> <td>基本目標</td> <td>VII</td> <td>利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>2</td> <td>福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること</td> </tr> </table>			基本目標	VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	施策目標	2	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること
基本目標	VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること						
施策目標	2	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること						

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

消費生活協同組合（生協）は、規模が拡大し、経済事業主体としての責任が増大するとともに、事業が複雑化しており、理事会やそれを構成する理事には、適正かつ迅速な意思決定が求められている。これらの機関が各権能を果たすことにより、適正な業務執行を担保するためには、その責任の所在を明確にすることや、監査機関である監事の理事会等に対する牽制機能を強化すること等により、組合内部において効率的で健全な法人経営を可能とするシステム（ガバナンス）を強化することが必要である。

また、生協内部におけるガバナンスの強化のほか、生協外部の者からの監視機能を強化することや生協の債権者等に対する透明性を確保すること、さらには、生協外部の者による監視機能の強化のための措置として、一定範囲内での行政庁の関与も必要である。これらを踏まえ、経営・責任体制の強化等の必要な規定の整備を「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」において措置したところである。

現状・問題分析に関連する指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	消費生活協同組合数	1,063	1,044	1,033	1,016	調査中
2	消費生活協同組合連合会数	83	84	83	81	調査中

(調査名・資料出所、備考)

- 指標1及び2は、「消費生活協同組合（連合会）実態調査」（社会・援護局地域福祉課調べ）各年度末である3月31日現在の数値である。平成18年度の数値は現在集計中であり、平成20年5月頃公表予定。

## 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的
<p>①員外監事の設置について</p> <p>生協に対するガバナンスの強化のための措置としては、生協の各機関の権限や責任の範囲を明確にすることにより、生協内部におけるガバナンス機能を強化する方向性と併せて、債権者等の生協外部の者による監視機能を強化することが必要である。このため、生協外部の者が関与する仕組みを確保するため、他の協同組合法にならい、員外監事の選出を可能とし、その事業の規模が政令で定める基準を超える組合については、員外監事の設置を義務づけることとされた。</p> <p>今般の消費生活協同組合法施行令の制定に当たっては、当該員外監事等の設置が義務づけられる組合（消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会）の基準を定めることとしており、当該基準を負債総額200億円と規定する。</p> <p>②出資一口の金額の減少手続における債権者への催告の範囲について</p> <p>生協外部に対する透明性を確保するため、生協が出資一口の金額の減少を総会において議決した場合、議決の日から二週間以内に組合総財産の現状を示すべき財産目録及び貸借対照表を作成し、これを債権者の閲覧にまかせ、債権者に対し、減資に異議があれ</p>

ば一定の期間内にこれを述べるができる旨を公告し、また、政令で定めるものを除き知れている債権者には各別にこれを催告しなければならないこととされた。

このため、今般の消費生活協同組合法施行令の制定に当たっては、膨大な数の共済契約に係る債権者に対し、各個別に催告をすることは極めて困難であるため、総会の手続きを通じた共済契約者に対する周知（総会召集時の組合員に対する通知）で足りることとするため、政令において共済契約に係る債権者を定めることとする。

根拠条文

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第28条第4項、第49条第3項

### 3. 便益及び費用の分析

#### (1) 期待される便益

【組合の組合員への便益】（便益分類：A）

上記の規制を設けることにより、生協外部の者による監視機能が強化されるため、組合の事業運営の透明性が確保される。

【組合への便益】（便益分類：A）

生協の規模が拡大し、事業が複雑化している中で、生協外部の者による監視の実施等の規制を設けることにより、効率的で健全な法人経営を可能とするシステムの強化が確保される。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

#### (2) 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

事業規模が一定以上の組合（2の①に該当）については、員外監事の設置を義務づけることにより、新たに費用が発生する。なお、負債総額200億円という事業規模の設定に当たっては、当該費用の費用対効果等を勘案している。

【行政費用】（費用分類：B）

特にないものと思われる。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

特にないものと思われる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

#### (3) 便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

規制の対象となる一定規模以上の組合においては、新たに費用負担が発生することになるが、生協外部の者が関与する仕組み等により債権者等に対する透明性を確保することができ、効率的で健全な法人経営を可能とするシステムの強化が確保されることで、組合及びその組合員に対する便益が増加するため、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。

### 4. 代替案との比較考量

#### (1) 想定される代替案

上記①に関する規制の適用範囲を、より多くの組合が適用を受ける基準（負債総額200億円以下）にする。

#### (2) 代替案の便益及び費用の分析

##### ①期待される便益

【組合の組合員への便益】（便益分類：A）

上記の規制を設けることにより、生協外部の者による監視機能が強化されるため、組合の事業運営の透明性が確保される。

【組合への便益】（便益分類：A）

生協の規模が拡大し、事業が複雑化している中で、生協外部の者による監視の実施等の規制を設けることにより、効率的で健全な事業運営を可能とするシステムの強化が確保される。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

遵守費用（費用分類：C）

事業規模が一定以上の組合（2の①に該当）については、員外監事の設置を義務づけることにより、新たに費用が発生する。また、小規模な組合についても規制を適用するため、3.（2）で想定される費用以上の費用が発生することとなる。

行政費用（費用分類：B）

特にないものと思われる。

その他の社会的費用（費用分類：B）

特にないものと思われる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

生協外部の者による監視機能を強化することで効率的で健全な事業運営を可能とするシステムの強化が確保されることとなるが、組合の規模が様々である中で、小規模な組合についても規制を適用することにより、新たに費用負担が発生することから、却って組合の事業運営の健全性を害することもあり得るため、政策目的を達成する上で適切な手段ではないと考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

今般の法改正に当たっては、昨年7月に厚生労働省に「生協制度見直し検討会」を設置し、全9回にわたる審議を行い、改正内容を検討したところである。

この検討会においては、企業論や保険業法の専門家である学者、マスコミ関係者、類似の協同組合である農協関係者のほか、生協関係者に委員として参加していただき、多様な角度から、改正の内容について御議論いただいたものと考えている。

また、検討の過程においては、生協のほか、関係団体（生命保険協会、損害保険協会、日本商工会議所）からのヒアリングを行うとともに、途中、「中間とりまとめ」をパブリックコメント手続に付し、各界から意見を募集し、それらの意見を反映した報告書が取りまとめられたところである。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

平成19年5月に成立した「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、当該法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。